

JBIC 及び NEXI の環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂検討に係る論点整理

ガイドライン の目次	目次の 小項目	コンサルテーション テーマ	項 番	(論点)見直しの必要性 についての検討ポイント	NGO の考え方 ^(注1)	産業界の考え方 ^(注2)	JBIC/NEXI の考え方	改訂の方向性
第一部								
3. 環 境 社 会 配 慮 確 認 に か か る 基 本 的 な 考 え 方	(3) 環 境 社 会 配 慮 に 要 す る 情 報	環 境 社 会 配 慮 確 認 手 続 き	1.	環境社会配慮助言委 員会の設置	【提言】 12. 環境社会配慮助言委員会の設置 JBIC/NEXI は、常設の第三者機関(環境社会配慮助言委員会)を設置 し、支援決定前の審査にあたって、助言を得ると同時に、支援決定後 のプロジェクトの環境社会配慮に関する助言を得るべきである。	- JBIC/NEXI は事業者が既に環境社会配慮への対応を含めて立案 した計画に基づき往々にして着手済のプロジェクトにおける環境社会 配慮の実施状況を確認する立場にあること、更にカテゴリ A につい ては、第三者である外部コンサルタントも起用して環境レビューを実施し ていることから、第三者機関を常設してプロジェクト環境審査を行う意義・ 必要性は見出せず、むしろ審査プロセスが複雑化・長期化して、国際 競争に晒され迅速な対応を求められる企業の海外ビジネス展開を 阻害されることが懸念される。 - 他国 ECA で常設の第三者機関を設置している例は承知してお らず、環境社会配慮助言委員会の設置はイコール・フティングの原則が確 保されなくなる虞がある。また、JBIC/NEXI には事後的な異議申し 立て制度も設けられており、適切な事後対応の制度を整えられてい ると考える。	- 他国 ECA において、このような助言委員会を設置しているところ はない。民間ビジネスの機動性を損ない、本邦企業の競争力を失わせ る等の懸念があることから、助言委員会の設置は考えていない。 - 他方、事後的な異議申し立ての制度を設けており、適切な事後対応 の制度を整えている。このような制度を設けている機関自体、調査 した主要 ECA では JBIC/NEXI 以外に EDC のみであり、ECA にお いては極めて少ないという認識。	-
	(4) 環 境 社 会 配 慮 の 適 切 性 を 確 認 す る た め の 基 準	環 境 社 会 配 慮 確 認 手 続 き	2.	環境モニタリングにお いて参照すべき国際 基準が改訂されたこと を受けての検討	-	- 環境モニタリングまたは各 ECA ガイドラインにおいて代表的国際基準 として示されていない国際条約、宣言、概念等を、JBIC/NEXI のガイ ドラインで規定・参照することは、本邦企業による OECD 加盟国企業 との公平・対等な競争を阻害し、イコール・フティングの原則が確保され なくなる虞がある。 - また、モニタリングは競合関係にある OECD 加盟国の共通規範で あり、基本的に環境モニタリングをベースにすべきと考える。	【提言】 - 環境モニタリング(以下「環境 CA」)の改訂を受け、適合すべき国際 基準を改訂する。環境 CA の規定は、以下の通り。 - 非プロジェクトファイナンス案件の場合は、世銀セーフガードポリシー又は IFC パフォーマンススタンダード(以下「IFC PS」)。ただし、プロジェクトファイナンスと 同等のストラクチャードファイナンスやプロジェクトに参加する主要金融機関 が IFC PS を採用している場合は、IFC PS。 - プロジェクトファイナンス案件の場合は IFC PS - EHSガイドライン。対象セクターに関するEHSガイドラインが存在しない場 合は、適切な国際的に認知された基準。	【環境ガイドライン改訂】 「JBIC/NEXI の考え方」に沿っ て改訂(JBIC 第 1 部 3.(4)、 NEXI:3.(3)) 【FAQ】 「国際的に認知された基準」と して環境 CA に例示されている 基準を、FAQ1.2 に記載。
4. 環境社 会配慮確 認手続き	(2) カテゴリ 分類	環 境 社 会 配 慮 確 認 手 続 き	3.	調査段階に關与する 場合のカテゴリ分類	【提言】 1. 調査段階に關与する場合のカテゴリ分類 JBIC/NEXI が開発事業の調査段階で支援を行う場合、本体工事段階 の影響に応じたカテゴリ分類を行うべきである。	-	- NGO からの提言で例示されている出資案件(DMICDC)は、調査や 許認可取得支援等を実施する企業に出資するものであり、その後 の開発を行うものではないことから、カテゴリ分類は、出資先が直接実 施する業務を対象に行えば十分と認識。 - 調査後に、開発を伴う個別プロジェクトへの出融資を実施する場 合には、通常通り個別に環境レビューを行う。	【FAQ】 - JBIC:FAQ2.1 を追加 - NEXI:出資者となるケースが想 定されないため、FAQ は追加 しない。
		環 境 社 会 配 慮 確 認 手 続 き	4.	追加設備投資を伴わ ない権益取得にかか るカテゴリ分類	【提言】 2. 「追加設備投資を伴わない権益取得」をカテゴリ C の例示から削除 「追加設備投資を伴わない権益取得」をカテゴリ C に分類される例示か ら削除するべきである。	現行のガイドラインの記載のままであっても環境影響を及ぼしやすい 特性や影響を受けやすい地域に該当すれば、カテゴリ C に分類する 対象外となる。一般的な「通常特段の環境影響が予見されないセク ター及びプロジェクト」の例として、当該「追加設備投資を伴わない権益取 得」をカテゴリ C の分類例示とすること自体、特に削除等は不要と考 える。	- 現行の環境ガイドラインは、原則としてカテゴリ C に分類される「通常特 段の環境影響が予見されないセクター及びプロジェクト」の例として、追 加設備投資を伴わない権益取得案件を挙げている。しかし、実際に 環境影響が及んでいる場合は、「特段の環境影響が予見されない」 とは言えず、カテゴリ C には分類されない。 - また、「通常特段の環境影響が予見されないセクター及びプロジェクト」で あっても、「影響を及ぼしやすい特性や影響を受けやすい地域に該 当するもの」はカテゴリ C に分類する対象から除かれている。 - したがって、現行の環境ガイドラインの記載のままで十分適切なカテゴリ 分類を行えており、修正の必要はないものと認識。 - なお、実務的には、環境スクリーニングフォームにて現地住民等からの苦 情や現地環境当局からの改善指導、工事中止・操業停止命令等の 有無を確認する項目を設けており、環境ガイドラインの規定に基づく適 切なカテゴリ分類が行われるよう対応している。	【FAQ】 FAQ1.1 で説明されており、新 たな追加は行わない。

ガイドライン の目次	目次の 小項目	コンサルテーション テーマ	項 番	(論点)見直しの必要性 についての検討ポイント	NGO の考え方 ^(注1)	産業界の考え方 ^(注2)	JBIC/NEXI の考え方	改訂の方向性
	(3) カテゴリ別の環境レビュー	環境社会配慮確認手続き	5.	戦略的環境アセスメントの適用について	【提言】 3. 戦略的環境アセスメント(SEA)の適用 JBIC/NEXI がマスタープラン段階から関与する場合は、戦略的環境アセスメント(SEA)を適用することを要件とするべきである。 Ex 事例 3DMIC	• 他国 ECA において採用されていない環境アセスメントを、JBIC/NEXI のガイドラインで適用することは、本邦企業による OECD 加盟国企業との公平・対等な競争を阻害し、イコール・フットイングの原則が確保されなくなる虞がある。	• JBIC/NEXI は、個別プロジェクトを対象に出融資・付保を行っており、戦略的環境アセスメント(SEA)はなじまない。NGO の提言書で例示されている DMICDC に対する考え方については、項番 3 参照。 • 他方、世銀や JICA が実施している政府向けの融資等の場合は、環境レビュー時にどのプロジェクトに資金が利用されるか特定されていないケースがあることから、このような場合に、今後、資金が流れる可能性のある複数の開発プロジェクトの環境への影響を全体的に把握するために、SEA を行っていると理解している。	【FAQ】 • JBIC/FAQ2.1 を追加 • NEXI:出資者となるケースが想定されないため、FAQ は追加しない。
		環境社会配慮確認手続き	6.	投融資の意思決定時点で、案件の性質上、環境社会配慮確認に必要な情報が十分に揃っていない場合の環境レビューについて	(意見) • <u>意思決定後に環境レビューを実施することの是非に関する検討事項:</u> 1.意思決定後に環境レビューが行われる場合、違反が増える可能性が高い。 2.意思決定後の環境レビューは適切に案件実施が行われる可能性が低下することになる。 3. OECD コモンアプローチでは、意思決定に際して ESIA 等の提出・レビュー・公開等が要件となっており、これらの要件に反することになる。 4. 他の ECA がどのような対応をしているのか、調査するべきである。 • <u>意思決定後に環境レビューを実施する際の検討事項:</u> 5. 意思決定前のカテゴリ分類は想定される最も大きな影響に基づいて行われるべき。 6. カテゴリ分類結果公開時に、環境レビューを意思決定後に行う理由を公開するべき。 7. プロジェクト実施機関の環境社会配慮システムや事業予定地域の環境社会配慮リスク等について意思決定前に環境レビューを行うべきである。 8. 上記 7 の環境レビューに用いた文書を意思決定前に公開するべきである。 9. 上記 7 の環境レビュー結果は意思決定後、すみやかに公開するべきである。 10. EIA 等の環境社会配慮関連文書の提出期限は最長でも意思決定後 3 年以内とするべき。左記提出期限は上記環境レビュー結果に含めて公開するべきである。 11. 意思決定後に上記 10 の文書が提出された場合は、それらの文書を公開するべきである。左記文書の環境レビュー結果は、環境レビュー後に公開するべきである。 12. 意思決定時に合意された期限内に EIA 等の環境社会配慮関連文書が提出されない場合は、JBIC/NEXI は支援を停止するべきである。	• 昨今の我が国のエネルギー情勢を踏まえ、日本が輸入するエネルギー資源価格の低下に繋げることも意識し、今後、(資源権益価格が比較的廉価な)早期の段階で資源権益を取得する案件が出てくるものと思われる。 • 一方、現在の環境ガイドラインでは、環境影響評価書が未作成段階での権益取得等の資金コースへの対応は想定していないと思われるため、日本の輸入するエネルギー資源価格の低廉化に繋げるべく、上記のような資金コースについても、一定の環境影響評価を実施する、あるいは融資実行後に実施する環境影響評価において不適切な結果が出た場合には強制償還とすること等により環境影響評価書が未作成の段階でも融資可能とするなど実態に即した支援が受けられるようにして頂きたい。	【提言】 • 案件の性質上、投融資の意思決定が必要な時点(借入人に資金需要が発生している時点)で、EIA 等の情報が揃っておらず環境レビューを行う段階にない場合、意思決定後に環境レビューを実施することを前提に、意思決定を行うことを可能とする。 • IFC も、同様の対応を可能としていると理解。	【環境ガイドライン改訂】 • 「JBIC/NEXI の考え方」に沿って改訂 (JBIC 第 1 部 1.及び 6、NEXI:4.) 【FAQ】 FAQ2.4 を追加 (意思決定後に環境レビューを行う場合の考え方を記載) • 意思決定前にも可能な範囲で環境レビューを行い、 <u>スクリーニングフォームに記載される情報の他、可能な範囲で情報公開を実施。</u> • 環境レビューの実施までは、プロジェクトの開発等を行わないことを契約上明記。 • 意思決定後の環境レビュー時には通常の環境レビューと同様の情報公開を実施。 • 環境レビューの結果、適切な環境社会配慮を確認できなかった場合には、貸付等の実行の停止や期限前償還を求める。
5. 本行の環境社会配慮確認にかかる情報公開	(2) 情報公開の時期と内容	情報公開	7.	意思決定後の環境関連文書の公開	【提言】 5. 環境関連文書のウェブサイトでの情報公開及び意思決定後の掲載継続 環境関連文書はウェブサイトでの情報公開を原則とし、意思決定後も掲載するべきである。 追加:環境関連文書が借入人/実施者のウェブサイトで公開されている場合は、その URL にリンクを張ることによる公開を可とする。	• JBIC/NEXI が支援する商業プロジェクトは厳しい競争に晒されており、商業上の機密また競争関係等に十分な配慮が必要であること、更にはテロによる襲撃をも考えなければならないことを、常にご配慮を頂きたい。これを阻害しない範囲での意思決定後の環境関連文書の公開は問題ない。	• JBIC/NEXI ウェブサイト全体の利便性・予算等を総合勘案して検討する必要がある。当面は、求めがあった場合に個別に公開する方針としたい。	【継続検討】 • 「JBIC/NEXI の考え方」の通り継続検討。
		情報公開	8.	環境関連文書(EIA 等)の翻訳版の公開	【提言】 6. 環境関連文書の翻訳版の公開 JBIC/NEXI が環境レビューにおいて環境関連文書の翻訳版を参照した場合は、翻訳版を公開するべきである。 Ex 事例 4 バタン石炭火力発電	• JBIC/NEXI の環境審査は、EIA 等のみではなく、質問状や現地確認により総合的に行われると理解しているが、翻訳版に万一誤記がある場合や部分訳(費用対効果で必要部分のみ翻訳)を一般公開したことにより誤解を生ずる懸念があり、オーソライズされた文書が公開されるべきと考える。	• 環境関連文書の翻訳版は、IFC や他国 ECA も公開しておらず、他国とのイコール・フットイングの観点から、翻訳版の公開は考えていない。	【FAQ】 • FAQ2.7 を追加
		情報公開	9.	カテゴリ分類結果の公開内容	【提言(2014 年 6 月 16 日追加)】 • EIA 及び環境許認可証明書が提出されていない場合は、カテゴリ分類結果に有無及び理由を記載するべきである。別の方法を用いて環境レビューを行う場合は、該当文書を公開するべきである。 • 理由:ガイドラインでは当該文書の公開は要件となっており、アカウンタビリティ確保の観点から、提出されていない場合の有無・理由説明や代替文書公開は必要。		• EIA が作成されない北米の非在来型の油ガス開発案件では、個別の井戸の掘削許可に係る申請書類一式を開示している。 • EIA 及び環境許認可証明書が提出されないカテゴリ A 案件については、資料の提出がない旨及びその理由、また、EIA 以外の代替資料でレビューする場合で、その代替資料が一般に公開されている場合には、その代替資料を公開する。	【運用改善】 • 「JBIC/NEXI の考え方」に沿った運用を行う。 <u>ただし、代替資料は、商業上の秘密に当たる部分を除き公開する。</u> 【FAQ】 • FAQ2.9 を追加

ガイドラインの目次	目次の小項目	コンサルテーションテーマ	項番	(論点)見直しの必要性についての検討ポイント	NGO の考え方 ^(注1)	産業界の考え方 ^(注2)	JBIC/NEXI の考え方	改訂の方向性
		情報公開	10.	カテゴリFIのサブプロジェクトのカテゴリ分類および環境関連文書の公開	【提言】 7. カテゴリFIのサブプロジェクトに関する情報公開 カテゴリFI案件で、金融仲介機関がカテゴリA及びBに相当するサブプロジェクトに投融資を行う場合は、その投融資契約が行われる前に、JBIC/NEXI は、そのサブプロジェクトのカテゴリ分類及び環境関連文書を公開するべきである。また、金融仲介機関の投融資決定後、JBIC/NEXI は金融仲介機関の環境レビュー結果を公開するべきである。 Ex 事例 3DMIC	• 現状のJBICによるカテゴリFIの情報公開は、IFC等における取扱いと同様と理解しており、問題があるとは思えない。 • また、カテゴリFI案件の場合、仲介金融機関に環境審査能力があるケースでは仲介金融機関がJBIC環境ガイドラインに沿った環境レビューを行っているので、これに関する情報公開は環境レビューを実施した当事者である仲介金融機関に任せるべきであり、JBIC自身が情報公開を行うことは、審査プロセスが複雑化・長期化して、国際競争に晒され迅速な対応を求められる企業の海外ビジネス展開を阻害されることが懸念される。	• カテゴリFIのサブプロジェクトであっても、JBICが直接環境レビューを行う場合は、環境ガイドラインに基づく情報公開を行っている。 • 金融仲介機関の環境社会配慮確認能力が確認でき、環境レビューを同機関に委ねる場合は、情報の取り扱いも金融仲介機関に委ねているが、これはIFCにおける扱いと同じと理解。現状の取り扱いで十分であり、変更することは考えていない。	【運用改善】 • JBIC: ➤ サブプロジェクトをJBICがカテゴリ分類・環境レビューする際は、FIのサブプロジェクトであることが分かるよう、ウェブサイト上に明記する。 ➤ <u>サブプロジェクトの環境レビューを仲介金融機関に委ねる場合で、当該機関が環境社会配慮確認に関する情報公開を行っている場合、当該公開情報に対してJBICウェブサイトからもリンクを貼る。</u> • NEXI:FIが存在しないため、該当なし。
		情報公開	11.	国際的基準等との乖離がある場合の背景・理由等の公開	【提言】 9. 国際的基準等との乖離がある場合の背景・理由等の公開 国際的基準やグッドプラクティス等と比較検討し大きな乖離がある場合は、その背景・理由等を環境チェックボートの結果に記載するなどの形で公開するべき。	• そもそも環境レビュー結果の公表を実施していないECA(Hermes・KEXIM)があるなか、現状においてもJBIC/NEXIの情報公開は先進的であり、これらの国の企業とのイコールフットingの観点より、現状以上の環境レビュー結果の過度な公開は不要と考える。	• 他国ECAが公開している環境レビューの内容を参考に、他国ECAとのイコールフットingの考えに基づき検討。	【継続検討】 • OECD事務局による情報公開の内容に関する蓄積を待った上で検討する。
		情報公開	12.	環境レビュー方法等の公開	【提言(2014年6月16日追加)】 • EIA及び環境許認可証明書をを用いずに環境レビューを行った場合は、環境レビュー結果に有無・理由・代替方法を記載するべきである。 • 理由:ガイドラインでは当該文書を用いた環境レビューが要件となっており、アカウンタビリティ確保の観点から、当該文書を用いていない場合の有無・理由・代替方法の説明は必要。		• EIA及び環境許認可証明書をを用いずに環境レビューを行ったカテゴリA案件については、環境レビュー結果に、その旨、その理由、及び代替方法を記載することとする。	【運用改善】 • 「JBIC/NEXIの考え方」に沿った運用を行う。
		情報公開	13.	プロジェクト実施前の現況値の公開	【提言(2014年6月16日追加)】 • プロジェクト実施前の現況値が既に環境基準値を上回っている場合は、環境レビュー結果にその旨を記載するべきである。 • 理由:ガイドラインでは累積的影響を考慮することが要件となっており、現況値が既に環境基準値を上回っている場合は特に重点的な対策が必要。		• 他国ECAが公開している環境レビューの内容を参考に、他国ECAとのイコールフットingの考えに基づき検討。	【継続検討】 • OECD事務局による情報公開の内容に関する蓄積を待った上で検討する。
		情報公開	14.	英語版のスクリーニングフォームの公開	【提言】 10. 英語版の環境レビュー結果へのスクリーニングフォーム添付 スクリーニングフォームが英語でJBIC/NEXIに提出されている場合は、公開する環境レビュー結果の英語版にもスクリーニングフォームを添付するべきである。	• JBIC/NEXI側でご検討頂く事項と理解。プロジェクト実施者側の負担がこれまで以上に増えることのないようご留意頂きたい。	• 日本語版・英語版いずれの環境レビュー結果にも、受領したスクリーニングフォームを添付することとする。	【運用改善】 • 「JBIC/NEXIの考え方」に沿った運用を行う。
		情報公開	15.	JBIC/NEXIによるモニタリング確認の結果の公開	【提言】 11. JBIC/NEXIによるモニタリング確認の結果の公開 カテゴリAのプロジェクトについて、事業者から入手した環境社会モニタリング報告書を入手次第速やかに公開し、またJBIC/NEXIが自ら行なうモニタリング結果を公開するべきである。	• JBIC/NEXIが支援する商業ベースのプロジェクトは厳しい競争に晒されており、商業上の機密また競争関係等に十分な配慮が必要であることを、常にご配慮を頂きたい。現地において一般に公開されおらず、他国ECAも公表していないモニタリング結果を公開することは、本邦企業によるOECD加盟国企業との公平・対等な競争を阻害し、イコールフットingの原則が確保されなくなる虞がある。	• ECA自身が行ったモニタリング結果については、他国ECAも公表しておらず、イコールフットingの観点から、JBIC/NEXIが実施したモニタリング結果の公開は考えていない。 • 他方、プロジェクト実施主体が行ったモニタリング結果については、そのモニタリング結果が実施国で一般に公開されている場合、JBIC/NEXIのHPで公開すると規定している。	-
		情報公開	16.	モニタリング結果のステークホルダーへの公開	【提言】 21. モニタリング結果のステークホルダーへの公開 モニタリング結果の公開に関する項目では、「モニタリング結果は、当該プロジェクトに関わるステークホルダーに公開されていなければならない」とするべきである。	• JBIC/NEXIが支援する商業ベースのプロジェクトは厳しい競争に晒されており、商業上の機密また競争関係等に十分な配慮が必要であることを、常にご配慮を頂きたい。現地において一般に公開されおらず、他国ECAも公表していないモニタリング結果を公開することは、本邦企業によるOECD加盟国企業との公平・対等な競争を阻害し、イコールフットingの原則が確保されなくなる虞がある。	• 他国ECAにおいて、モニタリング結果の公開を義務付けている機関はなく、イコールフットingの観点から、公開を義務付けることは考えていない。	【環境ガイドライン改訂】 • モニタリング結果の公開を事業者に促す旨を追記(JBIC第1部5.(2)、NEXI:6.)。 【FAQ】 • FAQ2.7を追加
第二部								
1. 対象プロジェクトに求められる	対策の検討	各論	17.	代償措置に関する要件	【提言】 13. 代償措置に関する要件	• 環境コンサプローチでは代償措置についてノーネットロスまで求めておらず、実務上ノーネットロスの実現は難しい課題と認識している。これをガイドラインに記載し、一律に義務化することは実効性が無く、かかる状	• NGO提言の前段(独立した第三者による監査)については、IFC PS(PS6)、世銀SPいずれにおいても、代償措置についてそのような監査を求めている。また、環境CAにもそのような規定はなく、他国	-

ガイドラインの目次	目次の小項目	コンサルテーションテーマ	項番	(論点)見直しの必要性についての検討ポイント	NGO の考え方 ^(注1)	産業界の考え方 ^(注2)	JBIC/NEXI の考え方	改訂の方向性
環境社会配慮					ガイドラインの厳格化、整合性確保、明確化のために、「代償措置は、回避措置や最小化・軽減措置をとってもなお影響が避けられない場合に限り検討が行われるものとする。」の後に、「技術的に可能な範囲で十分な回避措置や最小化・軽減措置がとられたかどうかと、ノーネットQで代償が十分に達成されているかどうかを検証するために独立した第三者による監査を得る。ただし、自然保護や文化遺産保護のための指定地域に重大な影響を及ぼす場合や、重要な自然生息地または重要な森林の著しい転換または著しい劣化を伴う場合には融資対象外とする。」と明記すべきである。 Ex 事例 2 ホカライ炭鉱拡張事業	況を踏まえ、現行のガイドラインを改訂する必要はないと考える。 また、自然保護や文化遺産保護のための指定地域に重大な影響を及ぼす場合や、重要な自然生息地または重要な森林の著しい転換または著しい劣化を伴う場合には、現行ガイドラインにおいてもカテゴリ-A に分類されて環境ビューが実施されるため、十分な環境社会配慮は確保されると考える。	ECA で同様の手続きをとっているところはないと理解。国際的にみて過度な手続きであり、環境ガイドラインに盛り込むべきではない。 - NGO 提言の後段(一定の場合を融資対象外とすることの明記)については、現行の環境ガイドラインにおいても、「プロジェクトは、重要な自然生息地または重要な森林の著しい転換または著しい劣化を伴うものであってはならない」との規定が存在しており、不要と考える。さらに、この規定は世銀 SP の考え方を元に、前回の環境ガイドライン改訂において追記されたものであるが、現行の IFC PS は、そのような転換又は劣化を直ちに否定するのではなく、代償措置も含めた総合的な判断を認めている。また、世銀 SP も現在包括的な見直しを行っているところ、国際基準との整合や、他国 ECA とのイコールフットイングを考えると、世銀 SP を参照する場合は世銀 SP の、IFC PS を参照する場合は IFC PS の考え方に基づく運用ができるようにするのが望ましい。 - 一般論として、環境社会配慮の内容に関する詳細を環境ガイドラインに盛り込むことは、将来的に国際基準との齟齬を生じさせかねないリスクを生じさせる。環境ガイドラインには、国際基準として確立した内容を盛り込み、詳細や新たな議論については国際基準を参照することで運用・導入していくことが望ましい。	
		各論	18.	(項番 17 に関連し) FAQ に記載している文言や定義のガイドライン本文への明記	【提言(2014 年 7 月 16 日追加)】 - 項番 17 に関連して、現行のガイドラインの第二部の生態系及び生物相の項目における「重要な自然生息地」や「重要な森林」、そして「著しい転換」や「著しい劣化」などの定義の明確化のため、FAQ に記載している文言や定義をガイドライン本文に明記すべき。 - 現行では、これらの重要な文言について、担当者において恣意的な解釈が行われている状況にあると認識しており、重要な生息地や重要な森林等に関する共通認識に基づく、適正な解釈を行えるようにするため。 Ex.ホカライ石炭鉱山拡張事業	- 重要な自然生息地または重要な森林の著しい転換または著しい劣化を伴う場合には、現行ガイドラインにおいてもカテゴリ-A に分類されて環境ビューが実施されるため、十分な環境社会配慮は確保されると考える。 - 環境ガイドライン本文は国際基準と常に整合しているべきであり、FAQ 等で補完するかたちの方が、国際基準の改訂等に機動的・適切に対応できると考える。	- 文言の詳細な定義を環境ガイドラインに掲載することは、将来的に国際基準との齟齬を生じさせかねないことから、行わない。 - JBIC/NEXI としては、環境ガイドラインの「恣意的な解釈が行われている」とは考えていない。一方、ウェブサイトに掲載されている FAQ の内容が広く知られていない場合があるのは事実であり、環境ガイドライン本文には盛り込まないものの、環境ガイドラインの冊子の巻末やウェブサイト上に参考情報として追加する等を検討。	【運用改善】 - JBIC:「JBIC/NEXI の考え方」第 2 段落にある通り、FAQ を環境ガイドラインの冊子巻末に添付する。 - NEXI:ウェブサイトの掲載の工夫またはガイドライン冊子の作成を検討する。
	検討する影響の範囲	各論	19.	検討すべき影響への不可分一体事業の影響の追加	【提言】 16. 検討すべき影響への不可分一体事業の影響の追加 ガイドライン「対象プロジェクトに求められる環境社会影響」の「検討すべき影響」に不可分一体事業の影響を追加するべきである。 Ex 事例 1 スホレック水力発電所	- 他国 ECA にて検討されていない環境影響範囲を、JBIC/NEXI のガイドラインで対象とすることは、本邦企業による OECD 加盟国企業との公平・対等な競争を阻害し、イコールフットイングの原則が確保されなくなる虞がある。 - 一方、既に環境モニタリング等にて改訂された内容に整合するものについては、その限りではない。	- 現行の環境ガイドライン上、検討すべき影響の範囲について「プロジェクトの直接的、即時的な影響のみならず、合理的と考えられる範囲で、派生的・二次的な影響、累積的影響も含む。」(p.13)となっており、実務面では現状においても確認できている。 - 他方、前回の環境 CA 改訂時に associated facility^(注)が明記されたことを受け、環境ガイドラインにも追記することを検討する。 (注)プロジェクトの要素ではないものの、プロジェクトがなければ建設又は拡張されなかった施設で、かつプロジェクトの実施に不可欠な施設。	【環境ガイドライン改訂】 「JBIC/NEXI の考え方」第 2 段落に沿って改訂 (JBIC 第 2 部 1.(3)、NEXI:別紙 1) 【FAQ】 - FAQ2.5 において、追加した文言に関する考え方を説明
	法令、基準、計画等との整合	各論	20.	「政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために 特に指定した地域」の定義	【提言(2014 年 7 月 16 日追加)】 「政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」に、保護すべき対象として指定されている地点や区域、群落等も含むことを明記すべき。 - ガイドラインに示されている「自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」には、指定されている群落や個々の区域、地点などを含まないのではないかといった説明も行われる状況にあり、これらも含むことを明確にしたい。	現行ガイドライン上も、政府が法令等により指定したものであれば、地点や区域、群落も「政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域」に含まれるものと理解している。	現行の環境ガイドラインの規定は、IFC PS(PS6 パラグラフ 20)や世銀 SP(OP 4.04 Annex A)の内容と整合的であり、特段の追記を行う必要性はないものと認識。	-
	社会的合意及び社会影響	各論	21.	地域社会・労働者の安全・保安に関する要件	【提言】 20. 地域社会・労働者の安全・保安に関する要件 「保安要員の利用、あるいは要請・黙認による当該国の軍・警察による、地域住民・労働者に対する安全に対する脅威を及ぼさないこと」を要件とするべきである。	- JBIC/NEXI のチェックリストに既に反映されている事項であり、特に見直す必要はないと考える。また、OECD 環境モニタリングで求められている以上の基準等を、JBIC/NEXI のガイドラインで規定・参照することは、実効性を伴わない上、本邦企業による OECD 加盟国企業との公平・対等な競争を阻害し、イコールフットイングの原則が確保されなくなる虞がある。 - 既に実施されている国際的基準を参照する形を採る事で、個別案件ごとの異なる事情に応じた柔軟な対応が可能となる枠組みになっていると考える。	- 保安要員等の利用については、環境ガイドライン本文では記載していないが、各チェックリストの労働環境の項に「プロジェクトに係る警備要員が、プロジェクト関係者・地域住民の安全を侵害することのないよう、適切な措置が講じられるか。」の確認項目が含まれており、個別案件ごとに確認を行っている。 - 保安要員等の利用に伴う影響は、社会影響の一要素と理解しており、「検討する影響の範囲」への追記を検討。	【環境ガイドライン改訂】 「JBIC/NEXI の考え方」第 2 段落に沿って改訂 (JBIC 第 2 部 1.(3)及び 5、NEXI:別紙 1(3)及び別添 2) 【FAQ】 - FAQ2.10 を追加

ガイドライン の目次	目次の 小項目	コンサルテーション テーマ	項 番	(論点)見直しの必要性 についての検討ポイント	NGO の考え方 ^(注1)	産業界の考え方 ^(注2)	JBIC/NEXI の考え方	改訂の方向性
		各論	22.	企業の社会的責任を 求める指針『OECD 多 国籍企業ガイドライン』に 対する注意喚起につ いて	-		【提言】 ・ 環境 CA 改訂により、公的輸出信用の申請に関与する適切な主体 の間で『OECD 多国籍企業ガイドライン』が認識されるよう、OECD 参加 国が促すことが追記された。現行の環境ガイドラインでは、上記ガイド ラインに係る記載はないことから、環境 CA を踏まえた文言を追記す る。	【環境ガイドライン改訂】 ・ 「JBIC/NEXI の考え方」に沿っ て、環境 CA に記載されている 内容を環境ガイドラインに盛り込 む (JBIC 第 1 部 3.(1) 及び 4.(3)、NEXI:2.及び 3.(3)) 【FAQ】 ・ 日本の連絡窓口について、 FAQ2.2 を追加。
	生態系 及び生物相	各論	23.	第三者による認証の 取得	【提言(追加)】 自然生息域または森林の著しい転換または著しい劣化が生じる恐れ のある地域のある地域の一次産品を調達する場合は、第三者による 認証を取得しなければならない。	・ 第三者による認証の取得を、JBIC/NEXI のガイドラインに盛り込むこ とは、本邦企業による OECD 加盟国企業との公平・対等な競争を阻 害し、イコールフットing の原則が確保されなくなる虞がある。	・ NGO の提言は、IFC PS6 パラグラフ 30 を元にしたもの。同パラグラ フは、一次産品の調達先に係る評価を行うための体制をプロジェクト 実施主体者の環境社会管理システム (ESMS) の一部として盛り込 むよう求めている。提言にある「第三者による認証」は、求められ る評価体制の一部である、調達先を制限する際の手法の一つとし て例示されているもの。また、同パラグラフは、顧客(借入人)が調 達先に対する影響力を行使できる場合に適用されるものであり (IFC PS1 パラグラフ 10)、全てのプロジェクトで適用されるものでは ないと理解。 ・ 提言内容は、IFC PS の中でも細部に及ぶ内容であり、またプロジェ クト実施主体者に義務付けられている事項でもないことから、この 部分を抜き出して環境ガイドラインに規定することは適切ではない。	-
	非自発 的住民 移転	各論	24.	「大規模非自発的住 民移転」の範囲の明 示化	【提言(2014 年 7 月 18 日追加)】 各該当部分において、下線を付した文言を追記すべきである。 (1)【第 1 部】「4. 環境社会配慮確認手続き (3) カテゴリ別の環境レ ビュー」における文言を「大規模非自発的住民移転及び生計手段の喪失が 発生するプロジェクトの場合にあっては住民移転計画(第 2 部 1(非自発 的住民移転)の項参照)……(中略)……がそれぞれ提出されなければ ならない。」とする。 (2)【第 2 部】「1. 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮 (非自発 的住民移転)」における文言を「大規模非自発的住民移転及び生計手段 の喪失が発生するプロジェクトの場合には、住民移転計画が、作成、公開 されていない。」とする。	・ JBIC/NEXI のガイドラインにおいて、生計手段の喪失は非自発的住民 移転と同様に扱われ、ガイドライン第 1 部及び第 2 部に追記なくとも、 現状でも確認が行われている項目と理解している。 ・ 一方、既に改訂されている国際基準に整合する改訂であれば特段 の異存はない。	・ 実務的には、生計手段の喪失も非自発的住民移転の一形態とし て環境レビューやモニタリングを行っている。明確化のため、非自発 的住民移転に、生計手段の喪失を併記する方向で検討する。	【環境ガイドライン改訂】 ・ 「JBIC/NEXI の考え方」第 2 段 落に沿って改訂 (JBIC 第 1 部 4.(3) 及び 第 2 部 1.(7)、 NEXI:3.(3)及び別紙 1(7))
		各論	25.	移転・補償合意文書に 関する要件	【提言】 18. 移転・補償合意文書に関する要件 非自発的住民に伴う移転・補償の合意にあたっては、対象者は移転 及び補償内容に対する合意書の内容を理解していなければならない、 また合意書は対象者に渡されていなくてはならない。	・ JBIC/NEXI のガイドラインにおいて参照すべき対象としている国際 的基準は、環境変化に応じ改訂が加えられていくものであり、個々の 内容そのものを逐条で盛り込む必要はない。また、ガイドラインに直接 規定するのではなく、国際的基準を参照する形を採ることで、個別 案件ごとの異なる事情に応じた柔軟な対応が可能となる枠組みに なっていると考える。	・ 非自発的住民移転及び生計手段の喪失については、現行環境ガイ ドライン上も、対象者との合意の上で実効性ある対策が講じられるこ とを原則としている。またその際は、地域住民等のステークホルダーとの 十分な協議が求められる。 ・ 他方、合意書の取り交わしの義務付けに関しては、国際機関にお いても行っていないと理解。移転や補償内容の合意に関する規定 は、現行環境ガイドラインの内容で十分であり、合意文書の取り交わ しまで義務付けることは考えていない。	-
	先住民 族	各論	26.	先住民族の合意に関 する要件	【提言】 19. 先住民族の合意に関する要件 プロジェクトが先住民族に影響を及ぼす場合、「十分な情報が提供された 上での自由な事前の合意(FPIC)が得られていなければならない」こと を要件とするべきである。 Ex 事例 2 ホガイライ炭鉱拡張事業、事例 5 サンタ多目的ダム事業	・ 環境社会配慮は、事業者が現地法令に従って実施するもので すが、モニタリングが定める社会環境配慮における基本的規範に関し ては、現地法令に定めがない場合でもモニタリングと内容的に整合 した JBIC/NEXI がガイドライン規定に沿って事業者に要求すること もあると考える。また、ガイドラインに直接規定するのではなく、国際 的基準等を参照する形を採ることで、個別案件ごとの異なる事情に応 じた柔軟な対応が可能となる枠組みになっていると考える。	・ 従来は、現行の環境ガイドラインにある通り、先住民族との「十分な 情報が提供された上での自由な事前の協議」(free, prior and informed consultation (FPIC)) が国際的にも求められていたが、 IFC PS が“free, prior, and informed consent (FPIC)”を求める内容 に改訂されており、世銀 SP も同様の方向で改訂される予定と理 解。環境ガイドラインも同様に修正する方向で検討する。 ・ 一方、IFC PS は“FPIC”の定義は未だ確立されていない」とし、例 えば“FPIC は全員の合意を必要とするものではなく、コミュニティー の中の個人やグループが明示的に反対している場合でも達成されう る」と明記している他、FPIC を求める場合を、先住民族固有の権利 等に影響が及ぶ場合に限っている。環境ガイドラインの修正は、この ような点にも留意しつつ行う必要がある。	【環境ガイドライン改訂】 ・ 「JBIC/NEXI の考え方」第 2 段 落に沿って改訂 (JBIC 第 2 部 1.(8)、NEXI:別紙 1) 【FAQ】 ・ FAQ2.6 を追加(「事前の合意」 新たな“FPIC”の解釈を記載)

ガイドラインの目次	目次の小項目	コンサルテーションテーマ	項番	(論点)見直しの必要性についての検討ポイント	NGO の考え方 ^(注1)	産業界の考え方 ^(注2)	JBIC/NEXI の考え方	改訂の方向性
	その他	人権	27.	JBIC/NEXI による人権状況の把握	【提言】 4. JBIC/NEXI による人権状況の把握 JBIC/NEXI は、相手国国内・プロジェクト対象地域の自由権及び社会権に関わる人権状況(ステークホルダーによる認識も含む)を把握し、環境社会配慮が適切に実行されうかどうかを確認するべきである。 Ex 事例 4 バタン石炭火力発電所	- 現行の JBIC/NEXI の環境社会配慮確認にも、自然のみならず人権他の社会面も配慮の対象に含まれていると考える。 - また、JBIC/NEXI が環境社会配慮を求めるのは、コモンアプローチに記載ある project related human rights とし、プロジェクト実施主体が自ら具体的に対応することが可能な事象に限定すべきである。プロジェクト実施者が直接には対応しきれない事象(例、第三者の活動に起因する事象等)への対応を要求することは妥当ではなく、仮に要求したとしても実効性はないと考える。	- 現行の環境ガイドラインは「環境社会配慮とは、自然のみならず、非自発的住民移転や先住民族等の人権の尊重他の社会面を含む環境に配慮することを言う。」(p.1)とし、人権の尊重を社会面の重要な一部としており、実務的には人権面の確認も行っている。 - ただし、JBIC/NEXI として確認を行うべきなのは、提言にあるような相手国国内・プロジェクト対象地域という広範な人権ではなく、あくまでプロジェクトに関連する人権に対する配慮であると考える。前回の環境 CA 改訂により、環境社会配慮の対象として人権が追記されたが、これも「project-related human rights impacts」とされている。また、IFC の環境・社会持続可能性に関する政策パラグラフ 12 においても、事業が直面する人権が対象とされている。	-
		人権	28.	検討すべき影響への人権影響の追加	【提言】 15. 検討すべき影響への人権影響の追加 ガイドライン「対象プロジェクトに求められる環境社会影響」の「検討すべき影響」に人権影響を追加するべきである。	- 現行の JBIC/NEXI の環境社会配慮確認にも、自然のみならず人権他の社会面も配慮の対象に含まれていると考える。 - また、JBIC/NEXI が環境社会配慮を求めるのは、コモンアプローチに記載ある project related human rights とし、プロジェクト実施主体が自ら具体的に対応することが可能な事象に限定すべきである。プロジェクト実施者が直接には対応しきれない事象(例、第三者の活動に起因する事象等)への対応を要求することは妥当ではなく、仮に要求したとしても実効性はないと考える。	- 上述の通り、現行の環境ガイドラインも人権の尊重を社会面の重要な一部としている。 - プロジェクトに関連する人権への配慮は重要であり、既に「検討する影響のスコプ」において、プロジェクトに関連する具体例の多くの内容をカバーしているものと認識しているところ、内容の曖昧な「人権の影響」を追記する必要性が感じられない。環境 CA 上も、人権に関する基準や審査ツール等についてはさらに検討を重ねることとしており、現時点で環境ガイドラインの「検討する影響のスコプ」に人権を追記することは控えたい。	【環境ガイドライン改訂】 「検討する影響のスコプ」において、人権の尊重が社会的関心事項に含まれることを明記 (JBIC 第 2 部 1.(3)、NEXI:別紙 1(3))
規定なし		温室効果ガス	29.	温室効果ガス高排出プロジェクトにおける情報公開	【提言】 8. 温室効果ガス高排出プロジェクトにおける情報公開 JBIC/NEXI は、温室効果ガス高排出プロジェクトにおいて以下の情報を公開するべきである。 - CO2 換算で年間 2 万 5 千トン以上の温室効果ガスを排出するプロジェクトにおいて、意思決定前に推定排出量及び緩和策を公開し、意思決定後は、借入人から入手した測定・報告・検証(MRV)結果を公開する。 550g-CO2/kWh を超える火力発電プロジェクトにおいて、意思決定前に複数のエネルギー源を含む代替案検討結果、環境外部費用を含めたコスト比較分析結果、温室効果ガス排出を最小化する最適技術の検討結果を公開する。 Ex 事例 4 バタン石炭火力発電事業	- 日本政府は、全世界規模で経済成長や貧困撲滅と両立した形で温暖化対策を進める重要性が増しているとの認識に立ち、優れた環境エネルギー技術で世界に貢献する方針を表明している。環境エネルギー技術の世界への移転・普及を通じた温暖化対策への貢献は、我が国の重要な取組みである。 - OECD は、コモンアプローチの環境社会配慮項目に気候変動配慮を追加した上で、温室効果ガスの共通の計測・報告方法に関する更なる検討を重ねている段階と認識しており、現段階で、「温室効果ガスの測定・報告・検証(MRV)の実施とその公表」を、JBIC/NEXI のガイドラインに織り込むことは時期尚早であると考える。	- 環境 CA は、CO2 換算で年間 2 万 5 千トン超の温室効果ガス(以下「GHG」)を排出すると予測されるプロジェクトについて、年間排出量の予測値を OECD 事務局に報告するよう定めているが、報告が行われるのは意思決定後であり、また当該情報が入手可能な場合に限られる。また、当該報告は計測や報告の方法論を開発する目的で行われているものであり、OECD 事務局は、各 ECA から報告された GHG 排出量の予測値を公開していないと理解。 - また環境 CA は、火力発電プロジェクトへの支援について、GHG 排出量の回避策や軽減策に関する報告を踏まえ、さらに検討を重ねることとしている。これを踏まえ、OECD において、GHG に関する情報提供や情報公開についても議論が行われている段階であり、現時点で GHG に関する特別な情報公開を規定するのは時期尚早。	-
		温室効果ガス	30.	検討すべき影響の範囲への気候変動の追加	【提言】 14. 検討すべき影響の範囲への気候変動の追加 ガイドライン「対象プロジェクトに求められる環境社会影響」の「検討すべき影響のスコプ」に気候変動を追加するべきである。	- 日本政府は、全世界規模で経済成長や貧困撲滅と両立した形で温暖化対策を進める重要性が増しているとの認識に立ち、優れた環境エネルギー技術で世界に貢献する方針を表明している。環境エネルギー技術の世界への移転・普及を通じた温暖化対策への貢献は、我が国の重要な取組みである。 - OECD は、コモンアプローチの環境社会配慮項目に気候変動配慮を追加したが、気候変動に関する具体的な環境社会配慮の内容については、更なる検討を重ねている段階と認識している。気候変動に関する具体的な環境社会配慮の内容が確定していない現状において、JBIC/NEXI のガイドライン上、「検討する影響のスコプ」に「気候変動」を織り込むことは時期尚早であると考える。	- 気候変動への対応は重要と認識。環境 CA は、公的輸出信用における参加国間の政策の一貫性を図る分野の一つとして、環境・社会・人権分野と並び、気候変動を挙げている。 - 一方、環境 CA は、気候変動の関連で具体的な環境社会配慮に関する要件を定めておらず、火力発電プロジェクトへの支援について、GHG 排出量の回避策や軽減策に関する報告を踏まえ、さらに検討を重ねることとしている。 - 以上を踏まえると、現時点で「検討すべき影響のスコプ」に気候変動を追記するのは時期尚早と考える。	【環境ガイドライン改訂】 「検討すべき影響のスコプ」のなお書きとして、「大気」は温室効果ガスを含みうるが、具体的な環境社会配慮確認の方法については OECD の検討結果を踏まえて対応する旨を追記。(JBIC 第 2 部 1.(3)、NEXI:別紙 1(3))
		温室効果ガス	31.	温室効果ガス高排出プロジェクトにおける要件	【提言】 17. 温室効果ガス高排出プロジェクトにおける要件 ガイドライン「対象プロジェクトに求められる環境社会影響」に「(気候変動対策)」の項目を追加し、以下の要件を入れるべきである。 ・CO2 換算で年間 2 万 5 千トン以上の温室効果ガスを排出するプロジェクトは、測定・報告・検証(MRV)が行われ、その結果が公開されていないなければならない。 ・550g-CO2/kWh を超える火力発電プロジェクトは、複数のエネルギー源を含む代替案が検討され、環境外部費用を含めたコスト比較分析が実施され、温室効果ガス排出を最小化する最適技術が採用されていないなければならない。	- 日本政府は、全世界規模で経済成長や貧困撲滅と両立した形で温暖化対策を進める重要性が増しているとの認識に立ち、優れた環境エネルギー技術で世界に貢献する方針を表明している。環境エネルギー技術の世界への移転・普及を通じた温暖化対策への貢献は、我が国の重要な取組みである。 - OECD は、コモンアプローチの環境社会配慮項目に気候変動配慮を追加した上で、温室効果ガスの共通の計測・報告方法に関する更なる検討を重ねている段階と認識しており、現段階において、「気候変動対策」の項目を、JBIC/NEXI のガイドラインに織り込むことは時期尚早であると考える。	- 一部の ECA が GHG 排出量の予測値を公表しているが、実績値や削減量の MRV ではない。またほとんどの ECA は排出量の公表自体を行っていないと理解。 - 環境 CA は、CO2 換算で年間 2 万 5 千トン超の GHG を排出すると予測されるプロジェクトについて、年間排出量の予測値を OECD 事務局に報告するよう定めているが、MRV は求めている。また、報告を求めている排出量の予測値についても、予測の正確性や方法論について実務者間で経験の蓄積を図っている段階。他国とのロールプレイングの観点から、GHG 排出量や削減量の予測値の公開・測定等を義務付けることは考えていない。 - 火力発電プロジェクトへの支援については、上述の通り、環境 CA においてさらに検討を重ねることとされており、現時点で GHG に関連した要件を追加することは時期尚早と考える。	-

ガイドラインの目次	目次の小項目	コンサルテーションテーマ	項番	(論点)見直しの必要性についての検討ポイント	NGO の考え方 ^(注1)	産業界の考え方 ^(注2)	JBIC/NEXI の考え方	改訂の方向性
3. 一般的に影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域の例示一覧		各論	32.	「1.影響を及ぼしやすいセクター」の例示リストへの追加	-	他国 ECA において記載されていない環境アセスメントを、JBIC/NEXI のガイドラインに盛り込むことは、本邦企業による OECD 加盟国企業との公平・対等な競争を阻害し、イコール・フッティングの原則が確保されなくなる虞がある。一方、既に環境モニタリング等にて改訂された内容に整合するものについては、その限りではない。	【提言】 環境 CA の改訂を踏まえ、「新設の採石場を含む新規のセメント工場」を例示リストに追加することを検討。	【環境ガイドライン改訂】 「JBIC/NEXI の考え方」に沿って改訂（JBIC 第 2 部 3.、NEXI:3.(2)）
		各論	33.	「2.影響を及ぼしやすい特性」の例示リストへの追加	-	他国 ECA において記載されていない環境アセスメントを、JBIC/NEXI のガイドラインに盛り込むことは、本邦企業による OECD 加盟国企業との公平・対等な競争を阻害し、イコール・フッティングの原則が確保されなくなる虞がある。一方、既に環境モニタリング等にて改訂された内容に整合するものについては、その限りではない。	【提言】 環境 CA の改訂を踏まえ、現行の例示リストにある「大規模非自発的住民移転」を「大規模な用地取得、非自発的住民移転」と変更することを検討。	【環境ガイドライン改訂】 用語法統一のため、「大規模な非自発的住民移転または大規模な生計手段の喪失」と変更（JBIC 第 2 部 3.、NEXI:3.(2)）
2014 年 8 月以降に追加された論点	環境アセスメント報告書（ESIA）	呼称変更	34.	「環境アセスメント報告書」の「環境・社会影響評価報告書」への変更	【提言(2014 年 8 月 1 日追加)】 「環境アセスメント報告書」を「環境・社会影響評価報告書」と変更すべきである。 理由:OECD 環境モニタリングアプローチでは「Environmental and Social Impact Assessment(ESIA) Report」という記載で統一されているため。	OECD モニタリングアプローチの記載に沿った名称とすることに特段の異存はない。	- 現行の環境ガイドライン上、「環境社会配慮とは、自然のみならず、非自発的住民移転や先住民族等の人権の尊重他の社会面を含む環境（以下「環境」）に配慮することを言う。」(p.1)となっており、現行の「環境」には社会影響も含まれる。実務的にも、社会面を含め環境レビューを行ってきており、「社会」を追記することは必須ではないと認識。 - 他方、環境 CA においては、提言のとおり「Environmental and Social Impacts Assessment (ESIA) Report」の記載が使われており、本ガイドラインにおいても「環境アセスメント報告書」を「環境・社会影響評価報告書」と変更することも検討可能。	【環境ガイドライン改訂】 「環境アセスメント報告書」を、「環境社会影響評価報告書」と変更。（環境ガイドライン内各所）
		情報公開	35.	環境・社会影響評価報告書と、住民移転計画書及び先住民族配慮計画書の関係	【提言(2014 年 8 月 1 日追加)】 環境・社会影響評価報告書には、環境アセスメント報告書及び環境許認可証明書に加えて住民移転計画書及び先住民族配慮計画書を含むこととし、JBIC/NEXI による情報公開の対象文書とすべきである。 理由:現行ガイドライン第一部では、環境アセスメント報告書及び環境許認可証明書は JBIC/NEXI の情報公開の対象文書となっているが、住民移転計画書及び先住民族配慮計画書は一般に公開されている場合の公開対象文書となっている。一方で、ガイドライン第二部では両文書の公開が要件となっているおり、実質的に JBIC/NEXI による情報公開の対象文書となっているため。	OECD モニタリングアプローチにおいても、カテゴリ A に関する情報公開については、環境社会影響に関する情報(例えば、ESIA 報告書やそのサマリー)とされており、JBIC/NEXI の環境ガイドラインはこれと整合していることから、住民移転計画書及び先住民族配慮計画書を ESIA 報告書の構成要素として追記し、情報公開の対象文書とする必要はないと考える。JBIC/NEXI の環境ガイドライン第 2 部は、大規模な非自発的住民移転がある場合や先住民族のための対策が必要な場合、現地事業者に対し住民移転計画書及び先住民族配慮計画書の作成及び公開を求めており、現地事業者による公開は確保されている。	- 住民移転計画や先住民配慮計画は、ESIA 報告書に必ず含まれる文書ではないと認識。環境 CA 上も、これらの計画が ESIA の付属文書として添付されうるとの記載はあるものの、添付を義務付けているものではなく、これらの計画自体を ECA による情報公開の対象文書とはしていない。実際、主要 ECA はこれらの計画自体を公開することを定めていないと認識。 - また、JBIC/NEXI に提出された住民移転計画や先住民配慮計画は、案件によっては、影響を受ける住民等にものみ公開されている場合があり、この場合は、公開はされているが一般には公開されていないこともありうる。 - 以上より、住民移転計画や先住民配慮計画について、ESIA 報告書と同様の情報公開を行うことは考えていない。借入人を通じたプロジェクト実施者への働きかけにより、一層の情報公開の実現に努めていきたい。	-
		記載内容	36.	別表「カテゴリ A 案件のための環境アセスメント報告書」の内容	【提言(2014 年 8 月 1 日追加)】 別表「カテゴリ A 案件のための環境アセスメント報告書」は、OECD 環境モニタリングアプローチ Annex II と同等レベルにするべきである(もしくは別表を廃止し、Annex II を参照対象とするべき)。 理由:現行ガイドラインの別表「カテゴリ A 案件のための環境アセスメント報告書」は OECD 環境モニタリングアプローチ Annex II と比べて社会面の事項が含まれていないため。	各国 ECA の環境ガイドラインのベースとなっている OECD モニタリングアプローチと整合する改訂には異存はない。	- 現行の環境ガイドラインの別表は、世銀 SP の OP4.01 Annex B をベースに作成されている。環境 CA Annex II は、改訂前は世銀 SP に基づいていたが、改訂後(現行)は IFC Guidance Notes(2007 年版)に基づいた内容となったため、環境ガイドラインの別表とは若干の相違がある。現行の環境 CA Annex II の記載に沿った内容に修正することも検討可能。 - 一方、環境ガイドライン上、「環境」は社会影響も含む文言として使われており、現行の別表でも、社会面の事項は含まれた内容となっている。	【環境ガイドライン改訂】 - 別表を廃止し、環境 CA を参照する形に変更。（JBIC 第 2 部 2.別表、NEXI:別表） 【FAQ】 - FAQ2.8 を追加し、現行のモニタリングアプローチ上は Annex II を指す旨を説明。
	環境ガイドラインの見直し	環境ガイドラインの見直しのあり方	37.	見直し頻度の変更と環境 CA 改訂時の見直し			【提言】 - JBIC 環境ガイドラインの改訂条項を、以下の内容に修正する。 「実施状況の確認に基づき、環境ガイドラインの施行 5 年以内に包括的な検討」となっているものを、「環境ガイドラインの施行 5 年経過後に、5 年間の実施状況の確認を行い、それに基づき包括的な検討を行う」とする。 - 環境 CA が改訂された場合、JBIC の判断により、コンサルテーション会等での議論を経ずに、環境 CA の規定と整合を図るための環境ガイドライン改訂を可能とする。 - 環境レビュー後数年はプロジェクトが建設段階にあることが多く、実施状況の確認までの期間が短いと十分な確認を行えないことから、実施状況の確認まではある程度の期間があることが望ましい。また、環境レビューにあたっては IFC PS 又は世銀 SP 及び EHS ガイドラインへの適合等を確保するとしているため、国際基準の改訂が自動的に環境レビューの基準に取り込まれる仕組みとなっており、改訂までの期間が延びることで国際基準との齟齬が生じる可能性が低くな	【環境ガイドライン改訂】 - 提言第 1 点目（包括的な検討の時期）については、「JBIC/NEXI の考え方」に沿って改訂（JBIC 第 1 部 8.） - 提言第 2 点目（環境 CA 改訂の場合）については、「環境 CA との整合を図る必要があると認める場合、透明性の確保を前提に、改訂を行える」旨追記。（同上） 【FAQ】 - FAQ1.6 に記載（第 2 点目の場合の手続きを記載。）

ガイドラインの目次	目次の小項目	コンサルテーションテーマ	項番	(論点)見直しの必要性についての検討ポイント	NGO の考え方 ^(注1)	産業界の考え方 ^(注2)	JBIC/NEXI の考え方	改訂の方向性
							っているため。 - 他方、環境 CA は環境ガイドラインが直接参照する基準ではない一方、OECD で様々な分野での議論が行われており、今後も改訂が見込まれる。環境 CA は、日本を含む OECD 加盟国政府が合意して改訂されるものであり、その内容も公表される透明性の高い文書であることから、環境 CA との齟齬を解消するために JBIC の判断で環境ガイドラインを改訂しても、恣意的な改訂が行われるおそれはないこと。 - なお、NEXI 環境ガイドラインでは上記趣旨での改訂は可能となっているため、修正は行わない。	
	第2部 1. 生態系及び生物相	環境社会配慮の内容	38.	自然生息地等における環境社会配慮の要件の追加	【提言(2014 年 8 月 18 日追加)】 環境ガイドライン第2部の生態系及び生物相の項目に、以下の内容を加える。 対象事業が、自然生息地や天然林地域において、著しい転換や著しい劣化を伴う場合には、自然生息地や天然林地域以外で実施可能な代替案が存在しないことの確認と、著しい転換や劣化による影響が緩和されるような十分な設計と実施を確保するなど、技術的妥当性を持つ緩和策を専門的知見に基づいて策定することを条件とする。 理由: 世界銀行や IFC の環境社会配慮政策において盛り込まれているにもかかわらず、明示されていなかった、これらの規定を明記することによって、重要な自然生息地や重要な森林のみならず、自然生息地や天然林地域への影響についても、世銀や IFC と同程度の対応を行うことを示すことができる。	JBIC/NEXI の現行ガイドライン第 2 部の「(対策の検討)」や「(基本的事項)」において、規定されている事項であり現状でも環境社会配慮の対象となっていると認識しており、追記は不要と考える。	- IFC PS や世銀 SP の規定を踏まえ、「生態系及び生物相」の箇所に以下の趣旨を追加する。 - プロジェクトが自然生息地に及ぼす影響は、専門的知見に基づき評価する。自然生息地の著しい転換又は著しい劣化を伴う場合には、実現可能な代替案が検討され、影響の回避が可能でない場合には影響の緩和策が検討されなければならない。 - 環境ガイドラインの「重要な自然生息地または重要な森林」という表現は、IFC PS や世銀 SP の用語法を踏まえ、「重要な自然生息地」と修正する(文言の解釈に変更はない)。	【環境ガイドライン改訂】 - 下記の点に留意しつつ、「JBIC/NEXI の考え方」に沿って改訂。(JBIC 第2部2別表、NEXI別紙 1(6)) 「重要な自然生息地」と「自然生息地」の扱いが異なることが分かるように書き分ける。 「自然生息地」には森林を含むことを明記する。 【FAQ】 「重要な自然生息地(重要な森林を含む)」「自然生息地(天然林を含む)」「著しい転換または著しい劣化」の解釈につき、FAQ1.3 に記載。
	第2部 3. 影響を受けやすい地域	例示の見直し	39.	影響を受けやすい地域の例示の見直し	【提言(2014 年 8 月 18 日追加)】 環境ガイドライン第2部 3.「一般的に影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を及ぼしやすい地域の例示一覧」の「3. 影響を受けやすい地域(2)国または地域として慎重な配慮が必要と思われる地域」を以下の通り修正する。 ＜自然環境＞の項目に「自然生息地や天然林地域」を追加 理由: 環境ガイドライン第2部の生態系及び生物相の項目について、「重要な自然生息地」や「重要な森林」、「自然生息地や天然林地域」をガイドラインやチェックリストで明確に位置づけるため。 同「イ」を、「生態学的に重要な生息地(珊瑚礁、マングローブ湿地、干潟などを含む生物多様性保全において重要な地域)」に修正(下線部を追加) 理由: 生態学的に重要な生息地は、珊瑚礁、マングローブ湿地、干潟に限られないため。 同「ウ」を、「国内法、国際条約、国際組織等において保護が必要とされる貴重種の生息地」に修正(下線部を追加) 理由: 世銀や IFC 等では、貴重種について IUCN やバードライフの指定なども例示しているため。 ＜社会環境＞「イ」を、「少数民族或いは、先住民族、伝統的な生活様式を持つ遊牧民の人々の生活区域や、これらの伝統的コミュニティが保護すべきと受け止める地域、もしくは特別な社会的価値のある地域」に修正(下線部を追加) 理由: 生活区域が必ずしも、保護すべきと受け止める地域に含まれない場合があるので、FAQ で示している文言を明記しておくことで理解を促進するため。	- 追記が提案されているうち第 1 点目及び第 2 点目は、いずれも JBIC/NEXI の環境ガイドライン第2部3.の該当箇所の例示で読み込める事項であり、現状でも「影響を受けやすい地域」に該当していると認識しており、追記は不要と考える。 「国際組織等」の追記については、様々な国際組織が様々な水準の指定を行っている可能性があり、対象が無限定に広がりがねないと考ええる。仮に追記するとしても権威ある組織として世界的に広く認知されている組織が重要な貴重種として指定しているものに限定すべきである。 - また、「これらの伝統的コミュニティが保護すべきと受け止める地域」は、この表現では主観的な判断が入る余地が大きいと考えられるため、より定義が明確で、国際基準で保護されるべきとされている地域の定義とも整合した内容の記載とすべきである。	＜自然環境＞のア～ウが「自然生息地」を例示している箇所であり、総称である「自然生息地」を追記する必要はない。「天然林地域」は、アの「原生林、熱帯の自然林」として例示されており、追記不要。 「生物多様性保全において重要な地域」は、「生態学的に重要な生息地」であり、「イ」そのものなので、追記は不要と理解。挙げられている具体例はあくまで例示であり、限定列举ではない。 国際機関による貴重種の指定も考慮すべきとの指摘に異論はないが、国際組織の定義や、どのような指定まで勘案するかが明確でない。環境 CA の例示リスト(Annex I)にも国際組織への言及はなく、文言の追記は行わない。 IFC PS や世銀 SP は、先住民族が文化的・精神的価値を認める土地や天然資源に対しての配慮を求めている、JBIC/NEXI も従来からこのような観点を含めてカテゴリ分類を行っている。このため、「生活区域」に、文化的、精神的な目的で使用される地域が含まれることの明確化を検討する。	【環境ガイドライン改訂】 「ア」を「生態学的に重要な森林(原生林、熱帯の自然林を含む)」とする。 「イ」の「…干潟等」を、「…干潟を含む)」とする。 - 「JBIC/NEXI の考え方」に沿って改訂 (JBIC 第2部 3、NEXI:3.(2)) 【FAQ】 世銀 SP や IFC PS が明示的に参照している基準が「ウ」に含まれる旨を、FAQ2.3 で明示する。

(注 1) それぞれ、以下の資料によるもの。

【提言】:「国際協力銀行(JBIC)及び日本貿易保険(NEXI)の環境社会配慮ガイドライン改訂に対する NGO 提言」(「環境・持続社会」研究センター(JACSES)、国際環境 NGO FoE Japan、熱帯林行動ネットワーク(JATAN)、モニタリング(2014 年 2 月 12 日提出))

(意見):「項番 6「投融資の意思決定時点で、案件の性質上、環境社会配慮確認に必要な情報が十分に揃っていない場合の環境レビューについて」に関する意見」(「環境・持続社会」研究センター(JACSES)(2014 年 6 月 9 日提出))

【提言(2014 年 6 月 16 日追加)】:「JBIC/NEXI 環境社会配慮ガイドラインの実施状況に関する追加質問及び追加提言」(「環境・持続社会」研究センター(JACSES)(2014 年 6 月 16 日提出))

【提言(2014 年 7 月 16 日追加)】:「JBIC 及び NEXI の環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂検討に係る論点の追加 2 件」(熱帯林行動ネットワーク(2014 年 7 月 16 日提出))

【提言(2014 年 7 月 18 日追加)】:「JBIC 及び NEXI の環境社会配慮確認ガイドライン改訂に係る追加論点「大規模非自発的住民移転」の提出」(「環境・持続社会」研究センター(JACSES)、国際環境 NGO FoE Japan、モン・ウォッチ(2014 年 7 月 18 日提出))

【提言(2014 年 8 月 1 日追加)】:「JBIC/NEXI 環境社会配慮ガイドライン追加論点(ESIA 関連)の提案」(「環境・持続社会」研究センター(JACSES)(2014 年 8 月 1 日提出))

【提言(2014 年 8 月 18 日追加)】:「JBIC 及び NEXI の環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂検討に係る提言の追加」(熱帯林行動ネットワーク(2014 年 8 月 18 日提出))

(注 2)以下の資料によるもの。

「国際協力銀行(JBIC)及び日本貿易保険(NEXI)の環境社会配慮確認のためのガイドライン改訂に関する要望書」(エンジニアリング協会、日本機械輸出組合、日本鉄道車両輸出組合、日本プラント協会、日本貿易会(2014 年 6 月 5 日提出))

「JBIC/NEXI ガイドライン改訂に係る論点整理についての検討ポイントに対する産業界コメント」(エンジニアリング協会、日本機械輸出組合、日本鉄道車両輸出組合、日本プラント協会、日本貿易会(2014 年 6 月 6 日提出))

「JBIC/NEXI ガイドライン改訂に係る論点整理についての検討ポイントに対する産業界コメント (項番 1~30)」(エンジニアリング協会、日本機械輸出組合、日本鉄道車両輸出組合、日本プラント協会、日本貿易会(2014 年 7 月 15 日提出))

「JBIC/NEXI ガイドライン改訂に係る論点整理についての検討ポイントに対する産業界コメント (項番 18、20、24 追加)」(エンジニアリング協会、日本機械輸出組合、日本鉄道車両輸出組合、日本プラント協会、日本貿易会(2014 年 8 月 5 日提出))

「NGO 追加提案に対する産業界意見」(エンジニアリング協会、日本機械輸出組合、日本鉄道車両輸出組合、日本プラント協会、日本貿易会(2014 年 8 月 25 日提出))